

消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、次表のとおりです。
飯高B & G海洋センター条例

改正前

施設	区分		料金
体育館	個人使用	6歳以上 18歳以下	50円
		一般	210円
	専用使用	半面	1,030円
		全面	2,060円
プール	体育館に準ずる。ただし、専用使用は認めない。		
トレーニング室	体育館に準ずる。ただし、専用使用は認めない。		
武道館	専用使用	半面	1,030円
更衣ロッカー	1回につき		10円

改正後

施設	区分		料金
体育館	個人使用	6歳以上 18歳以下	50円
		一般	220円
	専用使用	半面	1,100円
		全面	2,200円
プール	体育館に準ずる。ただし、専用使用は認めない。		
トレーニング室	体育館に準ずる。ただし、専用使用は認めない。		
武道館	専用使用	半面	1,100円
更衣ロッカー	1回につき		10円

注意：10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は新しい使用料となります。

飯高B & G海洋センター（☎0598-45-0471）